

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続力強化計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

○IT 実装支援

- ・2023年3月 IT-BCP 等追加策定の上、「事業継続力強化計画」の認定・更新
- ・2023年11月 情報処理推進機構（IPA）の「SECURITY ACTION」二つ星を宣言
- ・2024年3月 DX 認定取得

→サイバーセキュリティ対策への助言・支援を推進

○健康経営に関する取組

- ・2021年3月 健康事業所宣言実施
- ・2021年9月 「24時間電話健康相談」「メンタルサポート」等のサービス体制を整える
- ・2021年9月 やまなし健康経営優良企業に認定
- ・2021年12月 24時間フィットネスジム「Cybody」と法人契約 24時間無料で利用可能
- ・2022年3月 「健康経営優良法人」（経済産業省）に認定
- ・2024年3月 中小規模法人部門「健康経営優良法人ブライト500」に認定

→健康経営に関するノウハウの提供等で支援を推進

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際「労務費の適切な転嫁の為の価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切に取った上で決定します。また

原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。尚、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

業界慣習に則り、下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革への対応

下請事業者に不利益となるような、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○情報化への積極的対応

情報化に係わる責任者の配備及び企業内システムの改善、中小企業共通 EDI などによる電子受発注、電子的な決済等を行っていくよう努めています。

○威圧的交渉の禁止

下請け事業社に対し取引価格に関する協議等を行うにあたって、下請事業者に精神的又は身体的な威圧を加える等、不当な取り扱いをしません。

○生産性向上及び製品等の品質改善

生産性向上等の努力を行う下請事業者に必要な協力（工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするように努めます。

2024 年 11 月 1 日

株式会社 昭栄精機

代表取締役 佐藤 元章

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）